

福岡県職場適応訓練委託規則新旧対照表

福岡県職場適応訓練委託規則（昭和四十一年福岡県規則第四十七号）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第五号に規定する訓練（以下「職場適応訓練」という。）を事業主に委託して実施するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十二条 (略)</p> <p>第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第六条又は第六条の二の規定により締結した委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二条の中年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合又は同法第二十六条第三項の規定に基づき公共職業安定所長が指示の変更をした場合</p> <p>四 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第四条、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第十六条又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定に基づく求職手帳の所有者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>五、六 (略)</p> <p>第十四条～第十七条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第五号に規定する訓練（以下「職場適応訓練」という。）を事業主に委託して実施するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十二条 (略)</p> <p>第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第六条又は第六条の二の規定により締結した委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十条の中年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合又は同法第二十四条第三項の規定に基づき公共職業安定所長が指示の変更をした場合</p> <p>四 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第四条、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第十六条、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定に基づく求職手帳の所有者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>五、六 (略)</p> <p>第十四条～第十七条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>